

協議第 1 2 6 号

平成 1 7 年 月 日 確認

教育文化部会の事務事業詳細調整の協議について

教育文化部会の事務事業詳細調整の協議について別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 5 月 3 0 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

詳細調整提案項目一覧

専門部会	分科会	番号	項目名
16 教育文化部会	1 教育総務分科会	20	私学等振興助成事務
		21	私立幼稚園援助事務
	3 学校教育分科会	26	遠距離通学費補助金
		36	乳幼児教育に関すること
	7 人権教育分科会	20	同和教育研究会補助
	8 文化振興分科会	11	指定文化財の保護管理

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	教育総務
区 分	統一時期	調整結果	備 考
20 私学等振興助成事務	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・新市における私学等振興助成については、新たな制度に基づき、実施するものとする。</p> <p>-----</p> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 私学等の特色を生かした教育振興と、保護者の経費負担減を図る。</p> <p>2 補助対象 (1) 三重県内に所在する私立高等学校を設置する学校法人 (2) 三重朝鮮学園 (3) 新市専修学校協会</p> <p>3 補助額 (1) 補助額 ア 毎年度5月1日現在で、2の(1)又は(2)に記載する学校に在籍する新市に住所を有する生徒（通学の生徒を対象とし、休学中、留学中の生徒は除く。）の数に次の補助単価を乗じた額 イ 専修学校協会 年額165,000円 ア、イとも、上記の額を上限とし、予算の範囲内において補助する。 (2) 補助単価 ア 新市内に所在する高等学校 年額2,500円/人 イ 新市外に所在する高等学校 年額1,000円/人 ウ 新市内在住の児童生徒（朝鮮学園初中級部） 年額2,500円/人</p>	
21 私立幼稚園援助事務	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・新市における私立幼稚園援助については、新たな制度に基づくものとする。</p> <p>-----</p> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 新市内私立幼稚園に通園する4歳児及び5歳児の保護者に対する補助 (1) 目的 保護者の保育料の負担を軽減することにより、幼稚園教育の振興と充実を図る。 (2) 対象 新市内に所在する私立幼稚園に、毎年5月1日現在在籍する4歳児及び5歳児の保護者で新市内に住所を有する者。 ただし、引き続き当該幼稚園において保育されている園児であること。 (3) 補助額 園児一人当たり 年額7,200円 ただし、当該単価により算出した額を上限とし、予算の範囲内において補助する。</p> <p>2 新市私立幼稚園協会及び新市内私立幼稚園に対する補助 (1) 目的 私立幼稚園の教育環境を充実することにより、私学の特色を生かした幼稚園教育の振興を図る。 (2) 対象 ア 新市私立幼稚園協会 イ 新市内に所在する私立幼稚園(宗教法人の設置園は除く) (3) 補助額(年額) ア 新市私立幼稚園協会 500,000円 イ 私立幼稚園 450,000円+8,000円×教員数 ア、イとも、上記の額を上限とし、予算の範囲内において補助する。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	学校教育
区 分	統一時期	調整結果	備 考
26 遠距離通学費補助金	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村とも旧村合併や学校の統廃合、及びスクールバスの運行情況等の理由から、地区や対象者を限定して補助金を交付している。 ・合併時には、現在の対象地区や対象条件に該当する生徒に限り補助制度を継続する。 ・補助の交付については、通学距離、地域の実情等を考慮し、新たに基準を設ける。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 現在、対象となっている地区や対象条件に該当する児童・生徒に限り補助制度を継続する。</p> <p>(2) 幼稚園については廃止する。</p> <p>(3) 補助金の交付は、上記(1)の児童・生徒に対し、通学経路の距離、地域の実情等を考慮し、以下の基準により行う。</p> <p>2 補助の概要</p> <p>(1) 補助対象</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 小学校</p> <p style="margin-left: 40px;">次に掲げる小学校に通学する児童で、当該小学校を起点とした片道の距離（ただし、スクールバスによる通学区間を除く）が4 kmを超える〔 〕記載の区域に居住する児童。</p> <p style="margin-left: 40px;">栗葉小学校〔久居市稲葉町〕、榊原小学校〔久居市榊原町上山以遠〕、家城小学校〔白山町家城元取・布引・伊勢見〕、美杉東小学校・美杉南小学校・太郎生小学校〔美杉村〕</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 中学校</p> <p style="margin-left: 40px;">次に掲げる中学校に通学する生徒で、当該中学校を起点とした片道の距離（ただし、スクールバスによる通学区間を除く）が6 kmを超える〔 〕記載の区域に居住する生徒。</p> <p style="margin-left: 40px;">久居西中学校〔久居市榊原町〕、白山中学校〔白山町家城元取・布引・伊勢見・二俣、白山町三ヶ野、白山町上佐田〕、一志中学校〔一志町波瀬〕、美杉中学校〔美杉村〕</p> <p>(2) 補助額</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 公共交通機関を利用する場合は、その実費を、公共交通機関を利用できない場合は、同等額</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 中学校に自転車に通学する場合は、新1年生時に50,000円を限度に購入費の実費</p>	
36 乳幼児教育に関すること	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園の3歳児保育については、現行どおりとする。 ・学級開設最低基準については、原則9名とする方向で調整する。 ・預かり保育については、新市移行後は現在実施している地域について継続実施する方向で調整する。ただし、預かり保育料については合併と同時に新たな基準を設定する方向で調整する。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 3歳児保育の取扱</p> <p style="margin-left: 20px;">現在3歳児保育を実施している幼稚園については、合併後も3歳児保育を継続する。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	学校教育
------------	------	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考																																																																																					
		<p>2 預かり保育の取扱 現在預かり保育を実施している幼稚園については、次のとおり預かり保育を実施する。</p> <p>(1) 預かり保育を行う日 次に掲げる日を除いた日に実施する。 ア 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日 イ 振替休業日 ウ 学年始休業日(4月1日から4月5日まで) エ 夏季休業日のうち8月14日から8月16日まで オ 冬季休業日のうち12月28日から翌年の1月5日まで</p> <p>(2) 保育時間 ア 正規の保育時間終了後2時間を基本とする。 イ 夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日における預かり保育の実施時間は、午前9時から午後4時までとする。</p> <p>(3) 保育料の額 ア 月額 2,000円とする。 (8月については4,000円とする。) イ 食料費などの預かり保育に要する経費は別とする。</p> <p>3 歳児保育、預かり保育実施状況(参考)</p>																																																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市町村名</th> <th style="width: 15%;">幼稚園名</th> <th style="width: 15%;">3歳児保育</th> <th style="width: 15%;">預かり保育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">久居市</td> <td style="text-align: center;">巽ヶ丘</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">桃園</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">戸木</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">榊原</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">河芸町</td> <td style="text-align: center;">黒田</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">芸濃町</td> <td style="text-align: center;">椋本</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">H17予定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">雲林院</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安西</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">美里村</td> <td style="text-align: center;">みさと</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">安濃町</td> <td style="text-align: center;">草生</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">村主</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安濃</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">明合</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">香良洲町</td> <td style="text-align: center;">香良洲</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">一志町</td> <td style="text-align: center;">波瀬</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大井</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高岡</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">川合</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">白山町</td> <td style="text-align: center;">家城</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">川口</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大三</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八ツ山</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">美杉村</td> <td style="text-align: center;">竹原</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>				市町村名	幼稚園名	3歳児保育	預かり保育	久居市	巽ヶ丘	○		桃園	○		戸木	○		榊原	○		河芸町	黒田	○		芸濃町	椋本	○	H17予定	明	○	〃	雲林院	○	〃	安西	○	〃	美里村	みさと	○	○	安濃町	草生	○	○	村主	○	○	安濃	○	○	明合	○	○	香良洲町	香良洲	○	○	一志町	波瀬	○		大井	○		高岡	○		川合	○		白山町	家城		○	川口		○	大三		○	八ツ山		○	美杉村	竹原		○
市町村名	幼稚園名	3歳児保育	預かり保育																																																																																					
久居市	巽ヶ丘	○																																																																																						
	桃園	○																																																																																						
	戸木	○																																																																																						
	榊原	○																																																																																						
河芸町	黒田	○																																																																																						
芸濃町	椋本	○	H17予定																																																																																					
	明	○	〃																																																																																					
	雲林院	○	〃																																																																																					
	安西	○	〃																																																																																					
美里村	みさと	○	○																																																																																					
安濃町	草生	○	○																																																																																					
	村主	○	○																																																																																					
	安濃	○	○																																																																																					
	明合	○	○																																																																																					
香良洲町	香良洲	○	○																																																																																					
一志町	波瀬	○																																																																																						
	大井	○																																																																																						
	高岡	○																																																																																						
	川合	○																																																																																						
白山町	家城		○																																																																																					
	川口		○																																																																																					
	大三		○																																																																																					
	八ツ山		○																																																																																					
美杉村	竹原		○																																																																																					

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	人権教育
------------	------	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
20 同和教育研究会補助	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・現在の団体等へは、新しい行政区域に合わせた合併を奨励していき、新市全域を活動区域とする連合組織へ支援を行っていく。</p> <p>-----</p> <p>詳細事項調整結果 連合組織としての津市人権・同和教育推進協議会（仮称）への補助金は、以下の基準により交付する。</p> <p>1 交付目的 すべての市民の人権が保障される、明るく住みよい新津市の実現を目指して、学校、社会、行政及び企業における人権・同和教育の研究と実践・啓発を推進するために、津市人権・同和教育推進協議会（仮称）が実施する事業に要する経費に対し補助する。</p> <p>2 交付先 現在の団体の連合組織に対して交付する。</p> <p>3 補助対象となる事業・経費 (1) 研究大会、講演会の開催 (2) 人権教育に係る講座・夏季学習会 (3) 関係機関及び団体との連携（啓発事業） (4) 研究・実践の交流 (5) 人権・同和教育の研究 (6) 各研究会への参加 (7) 地域・企業への人権啓発活動</p> <p>4 補助金の考え方 補助率は、事業費の3/4とし、予算の範囲内で交付する。</p>	

平成16年度 同和教育研究会 主な歳入

単位：千円

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村	合計
会費	500										500
補助金	500	1,000	593	1,500	1,000	500			1,530	700	7,323
委託料								2,800		700	3,500
町費							315				315
合計	1,000	1,000	593	1,500	1,000	500	315	2,800	1,530	1,400	11,638

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	文化振興
------------	------	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
11 指定文化財の保護管理	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財の補助金については、補助効果を勘案しつつ、補助基準・率などを設定し、要綱を制定する。 ・民俗芸能伝承活動補助金等については、各市町村間でばらつきが大きく、また、明確な基準がないことから、基準を見直し検討する。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>指定文化財に対する補助金、民俗芸能伝承活動補助金等を（仮称）文化財保護事業補助金交付要綱として一つの要綱に集約することとして、その補助内容は次のとおりとする。</p> <p>文化財保護事業補助金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 新市の区域内に存する市、県又は国の指定を受けた文化財の保存・活用を図り、新市の文化の向上に資することを目的とする。 2 交付対象 当該文化財の所有者、管理者又は保持・保存団体 3 対象事業 <ul style="list-style-type: none"> （1）有形文化財の修理事業、防災事業及び管理事業 （2）無形文化財の伝承者養成・公開事業 （3）有形民俗文化財の修理事業、防災事業及び管理事業 （4）無形民俗文化財の伝承基盤整備事業及び伝承活動事業 （5）史跡名勝天然記念物の復旧修理・防災事業及び管理事業 4 補助率 補助金の額については、予算の範囲内で、次表に定めるとおりとする。 	

種別	区分	事業内容	文化財指定区分	補助基準及び補助金	
有形文化財	修理事業	・修理工事等	市指定	・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助対象経費 150,000円以上（県の基準を準用）	
			県指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額 （参考）県：1/2 市：1/4	
			国指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額 （参考）国：1/2～ 県：1/10 市：1/20	
	防災事業	・消火、防犯設備設置工事等 ・耐火構造の保存施設整備工事等	市指定	・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助対象経費 150,000円以上（県の基準を準用）	
			県指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額 （参考）県：1/2 市：1/4	
			国指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額 （参考）国：1/2～ 県：1/10 市：1/20	
	管理事業	・荒廃防止のための除草、清掃等の維持管理事業	市指定 県指定 国指定	・補助対象 屋外にある有形文化財 ・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助金限度額 20,000円	
	無形文化財	伝承者養成・公開事業	・講習会、研修会等の開催 ・公開活動 ・用具衣装の新調修理 ・記録作成等	市指定	・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助金限度額 100,000円
				県指定	・補助金 県補助金の1/2以内の額 （参考）県：1/2 市：1/4
国指定				・補助金 県補助金の1/2以内の額 （参考）国：1/2～ 県：1/10 市：1/20	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	文化振興
------------	------	-------------	------

区 分		統一時期	調整結果		備 考	
有形民俗文化財	修理事業	・修理工事等	市指定	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助対象経費 150,000円以上（県の基準を準用） 		
			県指定	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 県補助金の1/2以内の額 （参考）県：1/2 市：1/4 		
			国指定	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 県補助金の1/2の1以内の額 （参考）国：1/2～ 県：1/10 市：1/20 		
	防災事業	・消火、防犯設備設置工事等 ・耐火構造の保存施設整備工事等	市指定	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 補助対象経費1/2以内の額 ・補助対象経費 150,000円以上（県の基準を準用） 		
			県指定	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 県補助金の1/2以内の額 （参考）県：1/2 市：1/4 		
			国指定	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 県補助金の1/2以内の額 （参考）国：1/2～ 県：1/10 市：1/20 		
	管理事業	・荒廃防止のための除草、清掃等の維持管理事業	市指定 県指定 国指定	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 屋外にある有形民俗文化財 ・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助金限度額 20,000円 		
	無形民俗文化財	伝承基盤整備事業	・用具衣装の新調修理 ・伝承者養成 ・記録作成 ・その他基盤整備事業	市指定	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助対象経費 150,000円以上（県の基準を準用） 	
				県指定	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 県補助金の1/2以内の額 （参考）県：1/2 市：1/4 	
				国指定	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 県補助金の1/2以内の額 （参考）国：1/2～ 県：1/10 市：1/20 	
		伝承活動事業	・伝承活動	市指定 県指定 国指定	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助金限度額 50,000円 	
	史跡名勝天然記念物	復旧修理・防災事業	・復旧修理工事 ・消火設備設置工事等 ・病虫害駆除、保護再生事業	市指定	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助対象経費 150,000円以上（県の基準を準用） 	
県指定				<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 県補助金の1/2以内の額 （参考）県：1/2 市：1/4 		
国指定				<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 県補助金の1/2以内の額 （参考）国：1/2～ 県：1/10 市：1/20 		
管理事業		・荒廃防止のための除草、清掃、防虫剤散布、施肥等の維持管理事業	市指定 県指定 国指定	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 補助対象経費の1/2以内の額 ・補助金限度額 20,000円 		